

東日本大震災復興まちづくり特別委員会
旧庁舎問題に関する調査報告書

平成28年12月22日

東日本大震災復興まちづくり特別委員会

1 調査に至る経緯と概要

当特別委員会は、「東日本大震災からの復興と復興後のまちづくりに向け、一日も早く震災前の日常に戻すべく、また今後の復興まちづくりへの確実なアプローチに、議会としての責務を果たす」ために設置されたものである。

昨年12月、建築物としての旧庁舎を、「保存」か「解体」かの二者択一を性急に求めることではなく、それ以前に成すべきことがある、として、法的な裏付けを伴う意見書ではないものの、旧庁舎解体の補正予算の議会への上程を「持ち越す」よう、議会の総意として、敢えて「意見書」を提出した。それにより、町長は、年度内の解体を断念し、関連予算案を町議会12月定例会に提出しないこととなった。その後、復興事業の進捗を見極めながら、さらには、議会としての「結論」が出されていない時点で、解体予算計上はしない、と明言した。

かかる「意見書」を提出したことにより、保存か解体かの議論に関して、メディアの報道は、幸いなことに収束していった。少しの間ではあっても、冷却期間を置くことが、拘りを排除し、しがらみを乗り越え、新しい視界が開けると信じる。

また、今般の「旧庁舎解体問題」に関し、議会としての意思表示は、最終的には表決による議決であり、当委員会として「結論」を表明することではなく、然るべき望ましい方向性を導き出すことが最善の策であると考えます。

従って、当特別委員会は、どのような政務活動が、その目的に合致することになるのか、全体で協議を行った結果、町民のみなさまと対話を重ねることが肝要であり、住民個々人の悩みと声をくみ取り、議論を重ね、調査研究を進めていかななければならない、そう考えるに至った。

2 調査結果

本来の政務活動を行うべく、旧庁舎を巡る議論だけではなく、地域の課題を共有し、かつ議会議員としての政務活動を的確に実行に移すため、4月18日から28日まで、特別委員会を二つの班に編成し、町内各所に出向き、都合17カ所で意見交換を行い、全体で144名の参加を得た。そこでは、解体・保存、さらには中間的な意見を頂戴した。加えて、「震災記憶の伝承」の思いは共通していることも窺い知ることができた。

また、先月30日、「旧庁舎に関し専門家を交えた協議」を行い、三名の研究者から知見を披瀝していただいた。しかし、解体を唱える研究者を捜し倦ねたことを付記しておく。

曰く、震災の記憶を伝承するためには映像や写真だけではなく建物が必要、「壊さないという選択」ができるのは今の世代しかできない、というもの。

また、感情が揺れ動いている時期に決断は難しく、災害記憶の継承を見越した「保留」という考え方もある、というもの。

さらには、旧庁舎の問題だけではなく、将来像を見据えて町の復興に必要なグランド・デザインなしに性急な判断は必要ない、津波被害は「負の遺構」だとしても、「未来への遺産」になり得る、というものであった。

これらの情報を得て、議員からも、解体・保存・保留など、多様な考えが示された。

- ・解体した後の庁舎跡を知らせるモニュメントなど必要ではないか
- ・跡地利用や町の将来像が示されていない
- ・見たくないという人たちの声も十分考慮する必要あり
- ・検証結果を見ないままでは論点整理ができないのではないか
- ・残す場合にどういう意義があるのか十分に考えなければならないのではないか
- ・次世代に結論を委ねるのは決して賢明なことではない
- ・応急仮設住宅から恒久的な住宅に移られてから、町民のみなさまが生活再建できてから考えても遅くはない
- ・解体か保存かという結論を拙速に出すことはない
- ・交流人口拡大を図っていくためにも旧庁舎は必要だ
- ・防災教育に活用することの蓋然性がある

3 意見

この問題が表出して以降、町長は、解体方針は変わらず、検討も行わないことを言明しているが、震災遺構としての価値評価は未だ示されていない。一方で、私たちすべての町民は、震災復興後の未来を見据え、より良いまちづくりのために、また、津波による犠牲を二度と出さないためにも、心で「学び続ける」ことを止めることは決してないことも自明である。

すなわち、防災教育による感化・啓発、さらには、解体或いは保存するにせよ、復興後のまちづくりへの実践を通じ、町民のみなさまが「心の豊かさ」を享受できる「仕組み」づくりを、蔑ろにしてはならないと考える。

4 まとめ

当特別委員会の、これまでのこの旧庁舎を巡る一連の取り組みにあって確実に言えることは、旧庁舎解体予算の議会への上程に関し、ただ単に特別委員会としての「統一見解」を導き出すということではなく、復興後のまちづくりを見据え、議員個々人の内なる方向性を、論理の帰結として誘起させることであった。さらに、このことを基底に、町民からの負託を受けた町議会の議員として、表決に際しては、粛々と対応するものである。

つまり、これまでの取り組みを通じ、復興まちづくりへのアプローチに、議会として一定程度の責務を果たすことができると考えるものである。

そして、住民の声を集約し、将来のあるべき方向性、望ましい姿を、最終的に決定することも、「議会」の大きな役割であることは忘れてはならない。

当特別委員会としての、旧庁舎問題に関する調査活動は、この報告をもって終了とするが、今後は別の課題解決に注力することとし、同時に町の復興のためにこれまで以上に尽力することを申し添え、最終報告とする。